

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

令和2年4月30日 施行

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、**1年間、地方税の徴収の猶予**を受けることができますようになります。

○ **担保の提供は不要**です。**延滞金**もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業等の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る**収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少**していること。

② **一時に納付し、又は納入を行うことが困難**であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、向こう半年間の事業資金等を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し、適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ **令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する**個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）などほぼすべての税目が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ **令和2年6月30日、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要**です。一度に申請できるのは申請月の翌月納期分までです。
- ・ **申請書のほか、収入、支出、現金及び預貯金の状況が分かる資料**を提出していただきます。提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

まずは 九重町役場 税務課(76-3803)へ お電話ください。